



令和 4 年 5 月 30 日

三重県知事 一見 勝之 殿

三重県津市大里窪田町字高入 2446 番地

医療法人恵仁会

理 事 長 鳴 神 貴 充



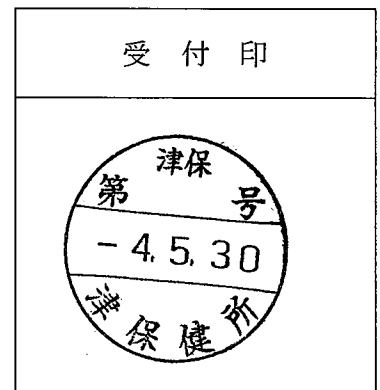
電話 059 (232) 2101

### 決 算 届

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

#### [ 添付書類 ]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書



# 事 業 報 告 書

( 自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日 )

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人恵仁会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県津市大里窪田高入 2 4 4 6 番地

(3) 設立認可年月日 平成 3 年 7 月 15 日

(4) 設立登記年月日 平成 3 年 7 月 23 日

## 2 事業の概要

### (1) 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	開 設 場 所
診 療 所	鳴 神 歯 科 医 院	三重県津市窪田町高入 2 4 4 6 番地

### (2) 当会計年度内に社員総会で議決又は、同意した事項

- ① 令和 3 年 5 月 20 日 令和 2 年度決算の決定
- ② 令和 4 年 3 月 20 日 令和 4 年度の予算額の決定

※ 医療法人整理番号

法人名 医療法人 恵仁会  
所在地 三重県津市窪田町高入2446番地

## 財 産 目 録

( 令和 4年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額	67,805 千円
2. 負 債 額	93,120 千円
3. 純 資 産 額	△ 25,315 千円

( 内 訳 )

( 単位 : 千円 )

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,830
B 固 定 資 産	31,681
C 繰 延 資 産	1,294
C 資 産 合 計 (A+B+C)	67,805
D 負 債 合 計	93,120
E 純 資 産 (C-D)	△ 25,315

土 地 (  法人所有 賃借部分的に法人所有(部分的に賃借 )建 物 (  法人所有 賃借部分的に法人所有(部分的に賃借 )

法人名 医療法人 恵仁会

所在地 津市大里窪田町字高入2446番地

貸借対照表  
(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	34,830	I 流動負債	1,902
II 固定資産	31,681	II 固定負債	91,218
1有形固定資産	25,881	負債合計	93,120
2無形固定資産	639	純資産の部	
3その他の資産	5,161	科目	金額
III繰延資産	1294	I 資本剰余金	10,000
		II 利益剰余金	-35,315
		1その他利益剰余金	-35,315
		純資産合計	-25,315
資産合計	67,805	負債純資産合計	67,805

法人名 医療法人 恵仁会

所在地 津市大里窪田町字高入2446番地

損益計算書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
I 事業収益	66,845
2 事業費用	75,737
本来業務事業損失	8,892
B 付帯業務事業損益	0
事業損失	8,892
II 事業外収益	23,709
III 事業外費用	68
經常利益	14,749
IV 特別損失	9,000
税引前当期純利益	5,749
法人税等	72
税引後当期純利益	5,677

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 恵仁会  
理事長 鳴神 貴充 殿

私は、医療法人恵仁会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月20日

医療法人 恵仁会

監事 鳴神加奈子

